特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	精神障害者保健福祉手帳交付事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の精神障害者保健福祉手帳交付事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 （1） 申請書及び各種届出の受理 （2） 進達事務 （3） 手帳の情報確認 （4） 各種通知の作成 （5） 交付台帳の整備 （6） 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 （7） 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 〇申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
福祉保健システム（精神障害者保健福祉手帳DB）特定個人情報、団体内統合宛名システム

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の22項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表14項、18項、20項、37項、42項、48項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表41項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター
②所属長の役職名	センター長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター 横浜市中区本町2-22　京阪横浜ビル10階　電話番号:045-671-4455

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 特記事項	なし	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の精神障害者保健福祉手帳交付事務について記載している。	事後	重要な変更には該当しないため。
	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 （1）申請書及び各種届出の受理 （2）進達事務 （3）手帳の情報確認 （4）各種通知の作成 （5）交付台帳の整備 （6）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 （7）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 （1）申請書及び各種届出の受理 （2）進達事務 （3）手帳の情報確認 （4）各種通知の作成 （5）交付台帳の整備 （6）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 （7）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	事後	重要な変更には該当しないため。
	I 関連情報 1 ③システムの名称	福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	福祉保健システム、情報共有基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、オンライン申請管理システム	事後	重要な変更には該当しないため。
	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	福祉保健システム（精神障害者保健福祉手帳DB）特定個人情報、統合番号連携ファイル	福祉保健システム（精神障害者保健福祉手帳DB）特定個人情報、団体内統合宛名システム	事後	重要な変更には該当しないため。
	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1号　別表第一14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の22項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第8号別表第二　10項、14項、16項、20項、27項、28項、31項、54項、55項、56項の2、57項、79項、85項の2、106項、108項、116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ニ及び4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条6号ト及び第8号チ、第14条第1号ロ及び2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ及び第2号ロ、第22条第1号ロ、第28条第1号ロ、第29条第2号、第30条第1号ホ及び及び第3号ホ、第31条第4号ロ、第42条第2項、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ニ、同条第2号ハ及び第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ及び第11号ニ、第59の2の2第1号チ及び第6号チ 【照会】 ・番号法第19条第8号別表第二　25項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表14項、18項、20項、37項、42項、48項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表41	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅳ　リスク対策 8人手を介在させる作業	－	十分である	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅳ　リスク対策 8　人手を介在させる作業判断の根拠	－	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断する。	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅳ　リスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策	－	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅳ　リスク対策 11　当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事後	重要な変更には該当しないため。
	Ⅳ　リスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策に判断の根拠	－	事務取扱の手引きや事務マニュアルの整備、特定個人情報を取扱う職員全員に対しての取扱に関する研修を実施、特定個人情報を取扱う全ての部署に対しての定期的な自己点検及び相互監査、などを講じている。上記のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	重要な変更には該当しないため。
	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 （1）申請書及び各種届出の受理 （2）進達事務 （3）手帳の情報確認 （4）各種通知の作成 （5）交付台帳の整備 （6）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 （7）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付する。 特定個人情報は次の事務について取り扱う。 （1）申請書及び各種届出の受理 （2）進達事務 （3）手帳の情報確認 （4）各種通知の作成 （5）交付台帳の整備 （6）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 （7）情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。 〇申請については、サービス検索・電子申請機能を利用した電子申請によっても行う。	事前	